

(3) 青色申告者

(単位：人)

区 分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
70万円以下	882	10	181	1,073
100 "	1,590	14	378	1,982
150 "	3,562	107	1,249	4,918
200 "	4,429	295	1,783	6,507
250 "	4,559	437	2,031	7,027
300 "	4,092	670	2,043	6,805
400 "	6,235	1,723	3,715	11,673
500 "	3,927	1,934	2,911	8,772
600 "	2,282	1,677	2,226	6,185
700 "	1,424	1,457	1,739	4,620
800 "	927	1,022	1,356	3,305
1,000 "	1,062	1,198	1,964	4,224
1,200 "	545	498	1,104	2,147
1,500 "	546	283	1,050	1,879
2,000 "	572	108	965	1,645
3,000 "	447	27	782	1,256
5,000 "	309	3	559	871
5,000万円 超	254	3	334	591
合 計	37,644	11,466	26,370	75,480

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成14年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。

青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。